

## 6 公害防止制度関係

### (1) 公害防止計画

#### ア 公害防止計画の概要

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づく計画であり、公害が著しい、または、著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、都道府県知事が策定する計画です。

本計画に基づいて実施される環境大臣の同意を得た公害防止対策事業については、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、国の負担または補助の割合について、かさ上げの措置が講じられています。

#### イ 計画策定状況

計画策定状況については、表6-1-1のとおりです。

表6-1-1 公害防止計画の策定状況

計画の名称	計画期間	目的	対象市町村	承認年月日
荒川水系流域公害防止計画	昭和47～56年度	水質汚泥防止	54市町村	昭和47年12月19日
埼玉地域公害防止計画	昭和48～56年度	水質以外の公害防止	36市町村	昭和48年12月18日
埼玉地域公害防止計画	昭和52～56年度	上記2計画の一本化 (大気、水質等の公害防止)	54市町村	昭和53年3月17日
埼玉地域公害防止計画	昭和57～61年度	大気、水質等の公害防止	54市町村	昭和58年3月15日
埼玉地域公害防止計画	昭和62～平成3年度	大気、水質等の公害防止	54市町	昭和63年3月14日
埼玉地域公害防止計画	平成4～8年度	大気、水質等の公害防止	54市町	平成5年3月11日
埼玉地域公害防止計画	平成9～13年度	大気、水質等の公害防止	52市町 (後、合併により50市町)	平成10年2月26日
埼玉地域公害防止計画	平成14～18年度	大気、水質等の公害防止	49市町 (後、合併により46市町)	平成15年2月24日
埼玉地域公害防止計画	平成19～22年度	大気、水質等の公害防止	23市町	平成20年3月17日
埼玉地域公害防止計画	平成23～令和2年度	大気、水質等の公害防止	16市町	平成24年3月16日※

※公害防止対策事業計画承認日

#### ウ 対象地域

直近の公害防止計画（平成23～令和2年度）における計画地域は図6-1-1のとおりです。

図6-1-1 公害防止計画地域図（15市1町）



表6-1-2 公害防止計画の実施状況

単位：百万円

区分	事業名	現行計画期間（平成23年度～令和2年度）												合計	進捗率（%）
		計画事業費	実績事業費												
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）			
特例負担適用事業	終末処理場（公共下水道）	7,386	9	52	166	761	1,108	1,057	1,918	711	0	0	5,782	78.3%	
	河川しゅんせつ	1,270	56	143	104	82	91	96	65	36	0	69	742	58.4%	
	特例負担適用事業（計）①	8,656	65	195	270	843	1,199	1,153	1,983	747	0	69	6,524	75.4%	
特例負担非適用事業	公共下水道（管渠）	187,987	18,816	15,124	12,947	11,703	13,231	13,696	14,687	15,202	15,507	20,757	151,670	80.7%	
	流域下水道（管渠）	7,940	1,047	867	1,094	683	2,023	3,022	1,161	2,047	1,969	2,270	16,183	203.8%	
	特例負担非適用事業（計）②	195,927	19,863	15,991	14,041	12,386	15,254	16,718	15,848	17,249	17,476	23,027	167,853	85.7%	
	公害対策事業 ①+②	204,583	19,928	16,186	14,311	13,229	16,453	17,871	17,831	17,996	17,476	23,096	174,377	85.2%	

## (2) 環境みらい資金貸付制度

この制度は、温室効果ガス排出量の削減対策や公害防止対策などに適切に対応するため、環境の保全と創造に必要な資金を長期間低利で貸し付けるものです。

表6-2-1 環境みらい資金貸付制度の概要（R3.3.31現在）

対 象 者	県内で1年以上事業を営んでいる中小企業者等	
融 資 対 象	再生可能エネルギー利用（固定価格買取制度に基づく全量売電目的のものを除く。）設備の整備、高効率省エネルギー設備の整備、ESCO事業による省エネルギー設備の整備、低公害車用燃料供給施設の整備、公害防止施設等の整備、アスベストの飛散防止工事等、事業系廃棄物処理施設の整備、フロン等の代替・回収・破壊装置の購入、再生資源利用促進施設の整備、産業廃棄物の適正処理に要する経費	
融 資 条 件	限 度 額	1億5,000万円
	融 資 割 合	融資対象経費の100%以内（ただし、10万円未満切り捨て）
	利 率（固定金利）	温室効果ガス排出量削減対策経費 0.30%以内（ただし、信用保証付きは年0.01%以内） 公害防止対策経費 年1.26%以内（ただし、信用保証付きは年0.96%以内）
	返 済 期 間	10年以内（ただし融資額3,000万円以内及び産業廃棄物の適正処理に要する経費の場合は7年以内）
	返 済 方 法	1年以内据置、元金均等月賦返済
	担 保・保 証 人	借入希望者と取扱金融機関との協議により定めます。
	信 用 保 証	必要に応じて付します。
取 扱 金 融 機 関	銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫の県内本・支店	

令和2年度の融資実績は、5件、9,140万円でした。

貸付対象別の融資の件数は、「温室効果ガス排出量削減対策」が5件でした。

図6-2-1 年度別融資額

